

平成 1 8 年度食品安全委員会運営計画（素案）

平成 1 8 年 2 月

目 次

第 1	平成 18 年度における委員会の運営の重点事項	1
第 2	委員会の運営全般	1
1	会議の開催	
①	委員会会合の開催	
②	企画専門調査会の開催	
③	リスクコミュニケーション専門調査会の開催	
④	緊急時対応専門調査会の開催	
⑤	食品健康影響評価に関する専門調査会の開催	
2	平成 17 年度食品安全委員会運営状況報告書 及び平成 19 年度食品安全委員会運営計画の作成	
①	平成 17 年度食品安全委員会運営状況報告書の作成 (平成 18 年 5～6 月ごろ)	
②	平成 19 年度食品安全委員会運営計画の作成 (平成 19 年 2～3 月ごろ)	
第 3	食品健康影響評価の実施	3
1	食品健康影響評価に関するガイドラインの策定	
2	委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討	
3	現在、リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の処理	
4	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査	
5	食品健康影響評価技術研究の推進	
第 4	リスクコミュニケーションの促進	5
1	意見交換会等の開催	
2	リスクコミュニケーション推進事業の実施	
3	全国食品安全連絡会議の開催	
4	食品安全モニターの活動	
5	情報の提供・相談等の実施	
6	リスクコミュニケーションに係る事務の調整	
7	食育の推進への貢献	
第 5	緊急の事態への対処	7
1	緊急の事態への対処	
2	事後検証並びに緊急時対応要綱及び指針の見直し	
3	緊急事態への対処体制の整備	
第 6	食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	7
1	食品の安全性の確保に係る研究者・専門家等のデータベース化	
2	国際会議への参加等	
第 7	食品の安全性の確保に関する調査	8

第1 平成18年度における委員会の運営の重点事項

- 1 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定。以下「基本的事項」という。）を踏まえ、同法第23条第1項の所掌事務を円滑かつ着実に行う必要がある。
- 2 平成18年度においては、特に、次の事項を重点的に推進していくこととする。
 - ・ 委員会としての役割を適切に果たしていくために、委員会及び各専門調査会の計画的かつ効率的な運営をより一層推進する。
 - ・ ポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の大幅な増加に適切に対応するために、迅速かつ円滑な食品健康影響評価（リスク評価）を実施する体制を強化する。
 - ・ 委員会が主体的かつ計画的に食品健康影響評価を実施するために、必要なガイドライン・評価基準の策定等に資する研究として食品健康影響評価技術研究をより一層推進する。
 - ・ 全国各地で開催する意見交換会の運営方法の向上及び実施体制の拡充に努めるとともに、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発を進める。新たに、地域におけるセミナーの指導者の育成や教材の提供を行う事業を実施する。
 - ・ 特に国民の関心が高いテーマに配慮しつつ、ホームページの充実や季刊誌の発行等を通じ、国民に対する正確でわかりやすい情報の迅速かつ適切な提供をより一層推進する。
 - ・ 食品安全総合情報システムの整備については、さらに食品のリスク評価に関し知見を有する幅広い分野の専門家についての人材情報データベースを構築することにより、委員会が、国内外の食品の安全性の確保に関する情報を一元的に収集・蓄積・提供し、リスク管理機関等との情報の共有・連携体制の確立を図る。

第2 委員会の運営全般

1 会議の開催

① 委員会会合の開催

原則として、毎週木曜日14時から、公開で、委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

② 企画専門調査会の開催

委員会の運営全般について、幅広い観点から定期的に点検し、改善提案を行えるようにするため、四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・ 平成17年度食品安全委員会運営計画（平成17年3月31日委員会決定）のフォローアップ、平成17年度食品安全委員会運営状況報告書の審議（平成18年5～6月ごろ）
- ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年8～9月ごろ）
- ・ 平成18年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・審議（同年10～11月ごろ）
- ・ 基本的事項のフォローアップ（平成19年1月ごろ）
- ・ 平成19年度食品安全委員会運営計画の審議（同年2月ごろ）

③ リスクコミュニケーション専門調査会の開催

おおむね1～2ヶ月ごとに開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・ 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」（平成16年7月1日委員会決定）において今後の取組と活動の方向として掲げられている諸課題を踏まえ、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発や委員会が開催した意見交換会の評価について調査審議し、随時、取りまとめ
- ・ 食育基本法を踏まえ、食育の推進に貢献するための委員会の役割、具体的には、食品の安全性に係る情報提供の在り方や意見交換の推進方策について調査審議し、随時、とりまとめ
- ・ 平成18年度に実施したリスクコミュニケーションの総括（平成19年3月ごろ）

④ 緊急時対応専門調査会の開催

おおむね2～3ヶ月ごとに開催し、緊急事態への対処体制の強化方策の検討を行うとともに、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱（仮称）」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（仮称）」に基づいた、緊急時訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じ、これらの見直しを行う。

⑤ 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、随時、各専門調査会を開催する。

また、ポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の増大に対応し、関係する専門調査会において、分科会やワーキンググループ等による調査審議方式を

活用するとともに、開催回数の計画的拡充を図る。

2 平成17年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成19年度食品安全委員会運営計画の作成

① 平成17年度食品安全委員会運営状況報告書の作成（平成18年5～6月ごろ）

平成17年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。

② 平成19年度食品安全委員会運営計画の作成（平成19年2～3月ごろ）

平成19年度食品安全委員会運営計画について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。

第3 食品健康影響評価の実施

1 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定

危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドライン（評価基準、評価指針、評価の考え方等）について、具体的な策定スケジュールを取りまとめた上で、計画的に策定を進める。

なお、平成17年度に策定した「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針案」については、引き続き試行を行い、早期に確定版を策定する。

特に、平成17年度に着手した「遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品の安全性評価基準（仮称）」の策定については、平成18年度末までに作業を終える。

なお、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定に当たり研究を行う必要があるものについては、17年度から開始した食品健康影響評価技術研究を活用する。

2 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討

委員会において一元的に収集・整理された危害情報に関する科学的知見又は食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた危害に対する科学的情報及び当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等を定期的に整理するとともに、これらについて、適宜、その分野に関する専門的な知識を有する専門委員の意見等を聴取する。

これらの情報・意見等を企画専門調査会に報告し、同専門調査会の検討結果を踏まえ、委員会は、リスク管理機関からの要請を待つことなく、自ら食品健康影響評価を行う案件を決定する。

なお、緊急・特段の評価案件については、適宜、委員会において対応する。

また、食品健康影響評価を行うに至らない情報等についても、国民の理解の促進を図る必要があると考えられる場合には、ファクトシートを作成し、わかりやすく解説する。

3 現在、リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の処理

既にリスク管理機関から食品健康影響評価を要請されている案件については、提出された資料の精査・検討等を行い、科学的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施する。

特に平成18年5月に施行される改正食品衛生法に基づき導入されるいわゆるポジティブリスト制度については、評価体制の拡充を図り、暫定基準等に係る食品健康影響評価を迅速かつ円滑に実施する。

平成17年度までに食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等にかんがみ、評価基準の策定の必要がある場合や、評価に必要な情報が不足している場合等特段の事由があるときを除き、18年度中に食品健康影響評価を終了できるよう努める。

ただし、各専門調査会における検討の結果、追加資料が要求されたもの等については、リスク管理機関からの関係資料の提出後に検討する。

また、清涼飲料水及びポジティブリストに係る暫定基準等に係る評価案件については、評価対象となる基準の数が膨大であるため、リスク管理機関からデータが提出されたものから順次、計画的に食品健康影響評価を進める。

さらに、委員会が自ら食品健康影響評価を行うこととされた食中毒原因微生物に関しては、17年度に策定した「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針案」に基づき、評価対象の優先順位付けを行い、優先度の高いものから順次、評価作業を進める。

4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、厚生労働省、農林水産省及び環境省に対し、平成18年度中に2回、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を調査する。当該調査の結果については、18年9月ごろ及び19年3月ごろを目途に取りまとめ、それぞれ委員会会合において報告する。

また、必要に応じて、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関から報告を受けることにより、適時適切な実施状況の把握に努める。

5 食品健康影響評価技術研究の推進

科学を基本とする食品健康影響評価(リスク評価)の推進のため、研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、リスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等に資する研究として、食品健康影響評価

技術研究を推進する。

また、食品の安全性の確保に関する試験研究の推進を図るため、委員会、厚生労働省及び農林水産省の申し合わせにより、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議（以下、「連絡調整会議」）」を平成17年1月31日に設置した。平成17年度は、食品の安全性の確保に関する研究の重要性を第3期科学技術基本計画に反映させるため、連絡調整会議において「食品の安全・消費者の信頼の確保に関する研究開発の推進について（委員会、厚生労働省、農林水産省）」を取りまとめ、総合科学技術会議の下に設置されているライフサイエンス分野推進戦略プロジェクトチームに提出するなど、厚生労働省及び農林水産省とも連携を図ったところであるが、平成18年度においても、引き続き、連絡調整会議を適宜開催するなど、三府省相互間の連携・政策調整の強化を図りつつ、食品の安全性の確保に関する研究の更なる推進を図ることとする。

第4 リスクコミュニケーションの促進

1 意見交換会等の開催

食の安全に関するリスクコミュニケーションについては、平成16年7月に「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」を取りまとめたほか、現在、リスクコミュニケーション専門調査会において効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発等に関する審議を行っているところであり、これらを踏まえ、18年度においても、関係府省が連携して全国各地で意見交換会を30回程度開催する。

この意見交換会においては、国民の関心が高いテーマや関係者相互間の考え方が著しく乖離しているテーマを取り上げるとともに、リスク分析手法の考え方についても引き続き関係者への浸透・定着を図る。

また、都道府県等の地方公共団体からの要望を踏まえ、地域バランスを考慮しつつ、地方公共団体との共催による意見交換会を10回程度実施する。

このほか、委員会が行う食品健康影響評価のうち、特に国民の関心が高い案件については、意見聴取会等を開催するとともに、十分なリスクコミュニケーションを行えるよう、その実施体制の拡充を図る。

2 リスクコミュニケーション推進事業の実施

食品安全委員会が行うリスク評価その他の食品の安全性の確保のための様々な取組について、より一層国民の理解を得るため、引き続き、リスクコミュニケーションの推進に努めるとともに、リスクコミュニケーションへの参加者の裾野を広げ、また、食育の推進にも資する観点から、新たに、地域における食品安全セミナーを積極的に推進するため、関連団体やNPO等が行うセミナーの指導者の育成や教材の提供を行う。

3 全国食品安全連絡会議の開催（平成18年9月ごろ）

委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、地方自治体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。

この連絡会議においては、主としてこれまでの委員会の運営状況について説明を行いながら理解と協力を求めるとともに、今後の食品安全行政の参考に資するため、地方公共団体における先駆的な取組等について報告を受け、幅広い観点から意見交換を行う。

4 食品安全モニターの活動

食品安全モニター470名に対し、委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常の生活を通じて気付いた点等についての報告を求めるとともに、地域への情報提供等について協力を依頼する。

また、食品安全モニターとの情報・意見の交換を図るため、平成18年5月ごろを目途に、北海道、東北地域、関東地域、北陸・東海地域、近畿地域、中国・四国地域、九州・沖縄地域等の地域別に、食品安全モニター会議を開催する。

5 情報の提供・相談等の実施

国民に対し、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況を把握しつつ、ホームページの充実や季刊誌の発行等を通じ、より積極的な情報提供を図るとともに、食の安全ダイヤルを通じた一般消費者からの相談や問合せについての対応を引き続き行う。

また、国民の関心が高いテーマについて、正確でわかりやすい情報の発信に努める。特に、一般国民に対する報道の重要性を踏まえ、マスメディア関係者との間で定期的に意見交換を行うことなどにより、適時適切な情報の提供に努める。

6 リスクコミュニケーションに係る事務の調整

委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画について、その整合性等を保つ観点から、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、必要な調整を行う。

7 食育の推進への貢献

平成17年7月に施行された食育基本法に基づき、食育の推進に貢献するため、リスク評価の手法や内容等に関する情報の提供及び意見交換の促進を通じて、食品の安全性に関する国民の知識と理解の増進を図る。

第5 緊急の事態への対処

1 緊急時訓練の開催

食品に関わる緊急事態が実際に発生した際、迅速で適切な対応を行うためには平時より緊急事態に対する高い意識を持ち、行動手順等に関するチェックを万全にしておくことが重要である。このため、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱（仮称）」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（仮称）」に基づいた緊急時訓練を行い、（１）初動の迅速性・適確性の確認（２）初動以降の対応における適確性の確認、（３）緊急時対応要員を中心とした危機発生時の実践的対応能力の向上等を図る。

2 事後検証並びに緊急時対応要綱及び指針の見直し

緊急時対応専門調査会において、緊急時訓練で明らかになった対応の問題点を踏まえ、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱（仮称）」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（仮称）」の改善点等を検証し、必要に応じ、見直しを行う。

3 緊急事態への対処体制の整備

「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱（仮称）」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（仮称）」の基本的な対処体制に加え、（１）緊急時対応に備えた事前準備のあり方、（２）緊急時を想定した訓練及び当該訓練に係る事後検証により抽出された課題等への対応のあり方等に関する強化方策について検討し、必要に応じ、体制整備を行う。

第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

1 食品の安全性の確保に係る研究者・専門家等のデータベース化

委員会が、国内外の食品の安全性の確保に関する情報を一元的に収集・蓄積・提供し、リスク管理機関等との情報の共有・連携体制を確立するため、平成16年度から18年度までの3年計画により、「食品安全総合情報システム」を整備することとしている。

平成18年度においては、関係機関、食品の安全性等に関する学会及び研究発表論文等から食品の安全性確保に関する情報を収集し、当該情報に基づき、適切なリスク評価の推進と積極的な人材の登用及び育成を図るため、食品のリスク評価に関し知見を有する幅広い分野の専門家についての人材情報データベースを構築し、食品安全総合情報システムを活用した最新かつ正確な食品安全情報を迅速に収集・提供する体制の確立を推進する。

2 国際会議への参加等

コーデックス委員会（Codex Alimentarius Commission）各部会、経済協力開発機構（OECD）タスク・フォース会合、国際獣疫事務局（OIE）総会その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣する。これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の共有及び発信に努める。

また、海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。

第7 食品の安全性の確保に関する調査

以下に掲げる分野ごとに、調査の内容等について検討し、平成18年6月ごろまでに、18年度に実施すべき調査課題を選定する。

なお、年度の途中において緊急に調査を実施する必要がある場合には、随時、調査課題を選定する。

- ① 国内外の危害に関する情報の収集・整理・分析に関する調査
- ② 食品健康影響評価を実施するために必要な毒性試験データ等の収集
- ③ リスク管理の実施状況を的確に把握するために行う、市販されている食品等の安全性の実態調査
- ④ 毒性発現メカニズムの解析、危害の分析手法の確立等食品健康影響評価の的確な実施に必要な科学的知見の蓄積
- ⑤ 委員会が開催した意見交換会を評価・検証するとともに、欧米諸国等におけるリスクコミュニケーションの最新の事例等について調査